

平成24年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成24年6月5日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 人事の紹介
- 第 3 表彰伝達並びに記念品の贈呈
- 第 4 議長報告事項
- 第 5 会議録署名議員の指名
- 第 6 会期の決定
- 第 7 議案上程
- 第 8 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 9 議案の補足説明及び報告の説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 人事の紹介
- 日程第 3 表彰伝達並びに記念品の贈呈
- 日程第 4 議長報告事項
- 日程第 5 会議録署名議員の指名
- 日程第 6 会期の決定
- 日程第 7 議案上程
- 日程第 8 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 9 議案の補足説明及び報告の説明
- 追加日程 議長辞職の件
- 追加日程 議長選挙の件

出席議員（22名）

1 番 大 塚 祐 司

2 番 飯 嶋 正 利

3 番 宮 澤 芳 雄
 5 番 伊 藤 保
 7 番 平 野 忠 作
 9 番 林 七 巳
 1 1 番 景 山 岩三郎
 1 3 番 嶋 田 哲 純
 1 5 番 木 内 欽 市
 1 7 番 日 下 昭 治
 1 9 番 嶋 田 茂 樹
 2 1 番 林 正一郎

4 番 太 田 將 範
 6 番 島 田 和 雄
 8 番 伊 藤 房 代
 1 0 番 向 後 悦 世
 1 2 番 滑 川 公 英
 1 4 番 柴 田 徹 也
 1 6 番 佐久間 茂 樹
 1 8 番 林 俊 介
 2 0 番 高 橋 利 彦
 2 2 番 林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長 明 智 忠 直
 教 育 長 刃 田 哲 雄
 行 政 改 革 推 進 課 長 林 清 明
 企 画 政 策 課 長 兼 被 災 者 支 援 室 長 米 本 壽 一
 税 務 課 長 佐 藤 一 則
 環 境 課 長 大 木 多可志
 健 康 管 理 課 長 高 山 重 幸
 子 育 て 支 援 課 長 佐久間 隆
 商 工 観 光 課 長 堀 江 隆 夫
 建 設 課 長 北 村 豪 輔
 下 水 道 課 長 加 瀬 喜 久
 消 防 長 佐 藤 清 和
 病 院 事 務 部 長 菅 谷 敏之史
 庶 務 課 長 横 山 秀 喜

副 市 長 増 田 雅 男
 秘 書 広 報 課 長 伊 藤 浩
 総 務 課 長 加 瀬 寿 一
 財 政 課 長 加 瀬 正 彦
 市 民 生 活 課 長 斉 藤 馨
 保 険 年 金 課 長 石 毛 健 一
 社 会 福 祉 課 長 渡 辺 輝 明
 高 齢 者 福 祉 課 長 石 井 繁
 農 水 産 課 長 大久保 孝 治
 都 市 整 備 課 長 伊 藤 恒 男
 会 計 管 理 者 官 應 孝 行
 水 道 課 長 新 行 内 弘
 病 院 経 理 課 長 鈴 木 清 武
 学 校 教 育 課 長 菅 谷 充 雅

生涯学習課長
監査委員
事務局長

高野晃雄
馬淵一弘

体育振興課長
農業委員会
事務局長

野口國男
加瀬恭史

事務局職員出席者

事務局長

堀江通洋

事務局次長

向後嘉弘

開会 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（林 一哉） ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより平成24年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 人事の紹介

○議長（林 一哉） 日程第2、人事の紹介。

4月1日付けの異動による人事の紹介をいたします。

加瀬寿一総務課長。

佐久間隆子育て支援課長。

宮應孝行会計管理者。

菅谷敏之史病院事務部長。

大木多可志環境課長。

横山秀喜庶務課長。

堀江隆夫商工観光課長。

加瀬喜久下水道課長。

新行内弘水道課長。

大久保孝治農水産課長。

なお、その他の異動並びに昇格につきましては、過日お配りいたしました人事異動の文書によりご了承願います。

ここでしばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

再開 午前10時 2分

○副議長（林 七巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◎日程第3 表彰伝達並びに記念品の贈呈

○副議長（林 七巳） 日程第3、表彰伝達並びに記念品の贈呈。

これより表彰伝達並びに記念品の贈呈を行います。

過日開催されました第88回全国市議会議長会の定期総会におきまして、旭市議会正副議長として4年以上在職し、市政の振興に努められた功績により、特別表彰の栄に浴されました林一哉議員に表彰状の伝達と記念品の贈呈を行います。

林一哉議員、前のほうにお進み願います。

（副議長より表彰状伝達並びに記念品贈呈、拍手）

○副議長（林 七巳） ここでしばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 6分

再開 午前10時 6分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第４ 議長報告事項

○議長（林 一哉） 日程第４、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

なお、平成23年第４回定例会において採択いたしました学校図書館の充実を求める陳情と、平成24年第１回定例会において採択いたしました旭市建設工事入札における入札参加者の資格要件の制定を求める請願の処理経過及び結果についてもお配りいたしましたので、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第５ 会議録署名議員の指名

○議長（林 一哉） 日程第５、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

５番、伊藤保議員、６番、島田和雄議員、以上の２議員を指名いたします。

◎日程第６ 会期の決定

○議長（林 一哉） 日程第６、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から６月20日までの16日間といたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から６月20日までの16日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 市長より送付を受けております議案は、議案第 1 号から議案第14号までの14議案と、報告第 1 号から報告第 8 号までの報告 8 件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第 7 議案上程

○議長（林 一哉） 日程第 7、議案上程。

議案第 1 号から議案第14号までの14議案と報告第 1 号から報告第 8 号までの報告 8 件を一括上程いたします。

議案第 1 号 平成 2 4 年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 2 号 旭市東日本大震災復興交付金基金条例の制定について

議案第 3 号 旭市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 号 旭市学校給食センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 8 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 9 号 財産の取得について

議案第 1 0 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

議案第 1 1 号 専決処分の承認について（東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減

免の特例に関する条例の一部を改正する条例)

議案第 1 2 号 専決処分の承認について (旭市税条例の一部を改正する条例)

議案第 1 3 号 専決処分の承認について (旭市都市計画税条例の一部を改正する条例)

議案第 1 4 号 専決処分の承認について (旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

報告第 1 号 平成 2 3 年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 2 号 平成 2 3 年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について

報告第 3 号 平成 2 3 年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 4 号 平成 2 3 年度旭市病院事業会計継続費繰越計算書について

報告第 5 号 平成 2 3 年度旭市病院事業会計予算繰越計算書について

報告第 6 号 旭市土地開発公社の事業経営状況について

報告第 7 号 財団法人旭市福祉協会の事業経営状況について

報告第 8 号 専決処分の報告について

◎日程第 8 提案理由の説明並びに政務報告

○議長(林 一哉) 日程第 8、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長(明智忠直) おはようございます。

本日、ここに平成24年旭市議会第2回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

はじめに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,600万1,000円を追加し、予算の総額を269億800万円とするものであります。

議案第2号は、旭市東日本大震災復興交付金基金条例の制定についてでありまして、国からの復興交付金の交付を受け、市が実施する復興交付金事業等の財源に充てるため、基金を設置するものであります。

議案第3号は、旭市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正により、外国人住民を住民基本台帳の適用対象に加えることに伴い、旭市印鑑条例等について所要の改正を行うものであります。

議案第4号は、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、危険物の規制に関する政令の一部改正により、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物に追加されたことに伴い、旭市火災予防条例の一部を改正するものであります。

議案第5号は、旭市学校給食センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、新たな第二学校給食センターの建設に伴い、現在の第二及び第三学校給食センターを廃止するものであります。

議案第6号は、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、時間外選定療養費を新たに徴収することとし、また、新生児管理保育料の見直しを行うものであります。

議案第7号は、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、現委員のうち、本年8月18日をもって任期満了となる委員の後任の委員を任命するにあたり、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。私は、石井勝也氏が適任と考え、提案するものであります。

議案第8号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち、本年9月30日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

私は、鈴木節夫氏が適任であり、再度お願いしたいと考え、提案するものであります。

議案第9号は、財産の取得についてでありまして、消防救急デジタル無線装置一式を購入することについて、仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第10号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてでありまして、市有自動車による人身事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第11号から議案第14号までは、専決処分の承認についてであります。

議案第11号は、東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免措置を延長するにあたり専決処分したため、承認を求めるものであります。

議案第12号は、旭市税条例の一部を改正する条例の制定、議案第13号は、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定、議案第14号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも地方税法等の改正に伴い専決処分したため、承認を求めるものであります。

報告第1号は、平成23年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号は、平成23年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第3号は、平成23年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について、報告第4号は、平成23年度旭市病院事業会計継続費繰越計算書について、報告第5号は、平成23年度旭市病院事業会計予算繰越計算書について、報告第6号は、旭市土地開発公社の事業経営状況について、報告第7号は、財団法人旭市福祉協会の事業経営状況について、報告第8号は、議会の指定した専決処分についてでありまして、それぞれ報告するものであります。

次に、平成23年度の一般会計並びに各特別会計の執行結果について概要を申し上げます。

平成23年度の一般会計並びに各特別会計は、5月31日に出納を閉鎖し、現在、事務当局において決算作業を進めているところであります。

財政運営にあたっては、税収等の一般財源の確保、交付金や起債等の活用を図るとともに、経費の節減合理化に努めてまいりました。

その結果、平成23年度の一般会計は、概算で歳入総額339億5,600万円、歳出総額311億4,600万円となり、翌年度に繰り越しとなる財源を差し引いた実質収支額は21億4,700万円の黒字と見込まれるものであります。

また、その他の特別会計についても、概ね順調な決算となる見込みであります。

次に、昨年3月の「東日本大震災」から1年2か月が経過し、第1回定例会においてもご報告いたしましたが、報告後の対応を含め、震災発生から今日までにおける被災者の生活再建、災害廃棄物の処理、復旧・復興に向けた取り組みなどについて申し上げます。

はじめに、被災者の生活再建のための各種支援の状況について申し上げます。

本市単独の災害見舞金については、3,325世帯に対して2億3,437万円を支給いたしました。また、災害義援金については、3,512世帯に対して、国・県分を合わせて12億6,618万円を配分し、このうち、市の義援金としては3億6,142万5,000円を配分しております。

このほか、災害援護資金の貸付については、84件、貸付総額1億7,162万円の申し込みがありました。

国の被災者生活再建支援金については、基礎支援金が、対象世帯の約99パーセントにあた

る797世帯に、加算支援金が、対象世帯の約68パーセントにあたる549世帯に、合わせて12億887万5,000円が支給されております。

県の液状化等被害住宅再建支援金については、214世帯に1億471万4,000円を支給したところであります。

次に、応急仮設住宅について申し上げます。

昨年5月の入居開始以来1年を経過する中、応急仮設住宅入居者160世帯に対し、戸別に今後の住宅再建等に関する意向調査を実施いたしました。

意向調査の結果として、来年5月までに住宅再建の目途が立たない入居者は、約半数に上る状況でありました。仮設住宅における入居者の様子は様々でありますので、この意向調査結果を踏まえ、過日、応急仮設住宅の貸与期間の延長を千葉県に要望したところであります。

今後も、これらの皆様方の住宅再建策に積極的に取り組むとともに、千葉県をはじめ、関係機関と連携を図りながら、生活再建支援策を講じてまいります。

次に、災害廃棄物の処理について申し上げます。

市内の災害廃棄物については、順調に処分されておりますが、一部の被災者において補修、解体等が進んでいない状況から、岩井地先の市所有地に新たな仮置き場を設置し、明日から新規の受け入れを開始する予定であります。

また、災害廃棄物の発生量については、これまで約11万トンと報告してまいりましたが、搬出処理量の確定により、約7万9,000トンに修正させていただきます。

次に、復旧・復興に向けた取り組みについて申し上げます。

1月に策定した旭市復興計画の概要や取り組み状況などをお知らせするため、4月15日、「旭市復興計画地域説明会」を飯岡保健センターと矢指小学校で開催いたしました。当日は、合わせて200人を超える参加があり、津波対策としての盛土や避難タワー、避難道路などについて貴重なご意見をいただきました。

今後は、市民の皆様から復興事業実施に係るご意見を伺うための円卓会議の設置など、事業の円滑な推進に取り組んでまいります。

次に、復興交付金について申し上げます。

災害復興事業の財源となる国の復興交付金については、4月4日に復興庁へ申請し、5月25日に1億6,511万7,000円の配分を受けました。対象となる事業は、国の配分方針に基づく緊急性のある事業として、液状化対策に係る調査事業や津波対策に係る避難タワーの設置、避難道路の調査などの事業であります。

今後、これらの事業を確実に推進するとともに、他の復興事業についても状況に応じて、復興交付金の追加申請を行ってまいります。

また、国からの復興交付金を受け入れるための基金条例の制定、補正予算など関連する議案を本定例会に提案したところであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

はじめに、行政改革について申し上げます。

第2次アクションプランについては、本年度が計画策定から3年目を迎える中で、策定以降の状況の変化に対応するため、取り組み項目を追加したいと考えております。現在、担当課と内容の調整を行っており、取りまとめた後に議会へご報告いたします。

窓口改善については、4月から5月の連休で本庁舎1階の改修工事を行いました。ローカウンターや相談室の設置、色分けにより案内表示などを行ったことで、窓口のサービス向上が図られ、来庁者から好評を得ているところであります。

次に、新市建設計画の改訂について申し上げます。

昨年第3回定例会でもご報告いたしましたが、国の制度改正により合併特例債の対象期間が5年間延長されました。これに伴い、今後、必要な改訂を行う予定であります。

次に、道の駅施設整備事業について申し上げます。

4月25日、第1回旭市道の駅建設準備委員会を開催し、千葉県並びに経済団体から推薦された15名の方を建設準備委員として委嘱させていただきました。

また、5月24日に開催した第2回準備委員会には、外部から専門的な知識を持ったアドバイザーも加わり、旭市らしい道の駅設置に向けた整備計画を策定するための本格的な検討を始めたところであります。

次に、組織改革について申し上げます。

市税をはじめとする市の債権全般について、未収金の回収を積極的に進めるため、6月1日付けで行政改革推進課内に徴収対策室を設置いたしました。

今後は、この徴収対策室を中心として一体的な債権管理や収納事務の改善等を進め、徴収率の向上を目指してまいります。

次に、防災について申し上げます。

市では、災害時における家屋被害の認定調査等を協力して行うため、5月15日に千葉県土地家屋調査士会と災害時相互応援協定を締結いたしました。

旭市津波避難用標高マップについては、地震発生時の津波に備え、住民や観光客の安全な

避難に役立てていただくため、海岸地域の全世帯へ配布いたしました。

また、国が行う住民への災害情報伝達手段のモデル事業として旭市が選定を受け、今後、国の実証実験が進められ、災害に強い情報通信基盤が整備されることとなります。

次に、生活環境について申し上げます。

環境保全対策の充実については、「きれいな旭をつくる会」を中心に市民の皆様のご協力をいただきながら、各種事業を実施しているところであります。5月27日に実施いたしました「春のゴミゼロ運動」は、約1万人の市民のご協力をいただき、約15トンの空き缶、空きびん、ペットボトルなどの散乱ごみを回収し環境美化の促進を図ることができました。

今後も、この運動を継続しながらきれいな旭をつくるため、啓発と意識の高揚に努めてまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

飯岡地域の統合保育所の建設については、本年度、基本設計と実施設計を予定しております。飯岡地域保育所統合検討委員会のご意見を尊重し、飯岡支所内東側の緑地部分を統合保育所の建設予定地といたしました。

今後は、安全、安心な保育施設の早期完成に向けて事業を進めてまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

子どもたちの健やかな成長と学力の向上を願い、子どもたちの「思考力」や「表現力」を高める授業づくりを推進します。そのため、教職員を対象とした各種事業を実施し、教職員一人ひとりの指導力の向上に努めてまいります。

また、学習面や生活面において、特別に支援を必要とする児童生徒のために、個に応じたきめ細かな指導を行うための補助員、英語教育の充実、国際理解教育の推進を図るための英語補助員、合わせて20名を市の単独事業として配置いたしました。

次に、沖縄交流事業について申し上げます。

7月25日から27日までの3日間、市内3小学校の20名が沖縄県中城村を訪問する予定であります。昨年度から2巡目に入りました本事業を通じ、児童相互の友好関係を深めるとともに、子どもたちがより広い視野を持つことを期待しております。

次に、学校給食について申し上げます。

学校給食センター統合改築事業については、3月下旬に躯体工事が終了し、現在は電気工事や設備工事と並行し、厨房機器の取り付け工事を行っており、7月の完成に向けて順調に進んでおります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

飯岡中学校改築事業については、建設を予定しております非農用地について土地改良事業の手続きが遅れている状況ではありますが、本年度に実施設計等を完了し、平成25年度の着工を目指し事務を進めているところであります。今後も、関係機関と協議し、調整を図りながら事業スケジュールを確実に進めてまいります。

次に、文化振興について申し上げます。

市民参加型事業として8月5日開催予定の「旭市民音楽祭」には、14団体143名の参加申し込みを得たところであります。

また、9月23日には「あさひのまつり」の開催を予定しており、5月の広報紙等で募集のお知らせを行ったところであります。

今後も、市民の文化意識の高揚が図れるよう幅広い文化事業を展開してまいります。

次に、体育振興について申し上げます。

5月20日には「第56回千葉県東部五市体育大会」が6年ぶりに旭市で開催され、晴天の下、各市の予選を勝ち抜いた選手によるレベルの高い対戦が繰り広げられ、五市のスポーツ交流による相互の発展に大きく貢献する大会となりました。

次に、体育施設について申し上げます。

震災により利用を制限している体育施設については、災害復旧事業として、新たに生じた飯岡野球場の路盤改良工事等を本定例会の補正予算に計上いたしました。

なお、飯岡体育館については、屋根等の改修工事が完了し、7月から利用できるようになります。

次に、農業について申し上げます。

農作物の放射性物質関係については、4月に基準が変更されましたが、現在まで基準を超えた旭市産の農作物はありません。今後も、千葉県と連携した検査計画に基づくモニタリング検査を実施し、食の安全を図ってまいります。

水田農業については、昨年度から本格実施された「農業者戸別所得補償制度」に基づき、現在、市では飼料用米での推進を図り、申請の取りまとめをしております。

園芸については、農業者の意向を踏まえて、生産施設等の整備に県補助事業の「輝け千葉の園芸」を活用して支援するため、補助事業実施に向けた事務を進めております。

都市との交流については、5月3日、4日の2日間、470名が参加して、大原幽学ゆかりの水田で「幽学の里で米作り交流事業」の田植えを行いました。都会の子どもたちが農作業

を通じて自然と農業の大切さを理解し、旭市の応援団になってくれればと考えております。

次に、水産業について申し上げます。

震災により飯岡漁港の施設等に大きな被害を受けましたが、国・県等の支援や漁業者等の努力で復興することができました。6月10日には飯岡漁港において「旭市いいおか港・水産まつり2012」を開催し、旭市の水産業の復興をPRしてまいります。

次に、土地改良事業について申し上げます。

平成14年に着工した経営体育成基盤整備事業東城神代地区が整備完了となり、5月17日に竣工式典が行われました。今後も市内で実施される事業について、県、地元工区とともに事業が円滑に進捗するよう支援してまいります。

次に、海岸保安林について申し上げます。

千葉県との連携によるいいおか荘前の盛土による保安林整備については、73メートルが完成いたしました。今後も、千葉県等と連携を図り減災効果の高い海岸保安林の整備を進めてまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

商業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続く中、旭市商業振興連合会では、商店会等の振興策として、プレミアム付き共通商品券の発行事業に取り組んでおります。今年度の発行は7月と12月の2回を予定しており、7月1日、2日に1回目として8,000セット、総額8,800万円分を販売いたします。

市としても、これらの施策に対して商店街等の活性化が図られるよう引き続き支援してまいります。

次に、工業振興について申し上げます。

あさひ新産業パークへの企業誘致については、千葉県並びに県土地開発公社と連携しながら誘致活動を展開しております。その中で、「株式会社ホンダカーズ東総」が進出し、今月末で工事も終了すると聞いております。また、2月にも1社から進出希望申出書が提出されたと聞いております。

今後も、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、優良企業の誘致に努めてまいります。

次に、観光について申し上げます。

昨年は震災のため中止となった袋公園桜まつりについては、今年は4月1日から8日にかけて開催いたしました。4月7日には、「袋公園桜まつり実行委員会」主催による演芸大会や「わくわく市場」の開催により、1万5,000人余りの親子連れなどで賑わいを見せました。

また、恒例となっております袋公園や長熊釣堀センターの釣り大会についても、市内外から多くの釣り客の参加をいただき盛況のうちに終了することができました。

次に、夏期観光について申し上げます。

昨年開設できなかった海水浴場については、千葉県との協力により、6月末には海岸の離岸堤などの改修工事が終了する見込みであります。本年は7月21日から8月26日までの37日間、飯岡海水浴場と矢指ヶ浦海水浴場を開設する予定であり、観光協会をはじめ関係機関のご協力をいただきながら、来遊者が安全で楽しく過ごしていただけるよう準備を進めているところであります。

なお、期間中の7月17日から31日まで「あさひ砂の彫刻美術展」が、7月21日には「サマーフェスティン矢指ヶ浦」が開催される予定であります。

また、7月28日、29日に「旭市いいおかY・O・U・遊フェスティバル」が、8月6日、7日には昨年復興祭として開催されました「旭市七夕市民まつり」が予定されております。

次に、食彩の宿いいおか荘について申し上げます。

本年第1回定例会でも申し上げましたが、解体は当面見合わせることにし、もう一度皆様のご意見を伺い、今後のあり方について検討するため「いいおか荘あり方懇談会」を設置して、5月17日に第1回目の会議を行ったところであります。

次に、市道の整備について申し上げます。

震災により被災した道路等の復旧工事のうち、土地改良区の水排水施設と重複し、調整等に時間を要した工事については、繰り越しの手続きを行い、早期完成に向け施工中であります。

旭中央病院アクセス道整備事業については、3月26日、県道銚子旭線から国道126号までの区間約600メートルの開通式を行い供用を開始いたしました。今後は、国道126号から北側の整備に向け事業を進めてまいります。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業及び南堀之内バイパス整備事業については、用地を取得した箇所の工事に着手いたします。

また、未取得地について、引き続き関係地権者にご理解とご協力をお願いし早期完成に努めてまいります。

次に、排水路の整備について申し上げます。

川向西野地区の排水路整備事業については、平成23年度完成を目指し工事を進めてまいりましたが、震災の影響等により事業期間を延長し、本年度完成を目指して工事を進めてまい

ります。

また、蛇園南地区流末排水整備事業についても、早期完成を目指し施工中であります。

次に、あさひ健康パークについて申し上げます。

被災により1年間休業していた「あさひパークゴルフ場」については、4月1日に再オープンしたところでありますが、以前にも増して、大勢の愛好者の皆様にご利用いただいております。

今後も、利用者のニーズ等を把握しながら、市民の健康増進施設として、また交流の場として、適切な管理運営に努めてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

震災により市内各地域で大きな被害を受け、断水、復旧工事等で市民の皆様にご不便をおかけしましたが、国からも支援をいただき、耐震性を考慮した管路復旧工事は終了いたしました。今後も、災害に強く安全で快適な給水の確保に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

下水道の供用区域については、認可区域の約91パーセントにあたる184.5ヘクタールの区域で使用が可能となりました。現在、対象世帯2,687世帯のうち1,404世帯で使用され、日量約1,300立方メートルの汚水を適正に処理しております。

また、本年度は、大字口地先3.3ヘクタールの面整備工事を予定しており、地元説明会を開催するなど早期に発注できるよう準備を進めているところであります。

次に、病院事業について申し上げます。

5月24日、旭中央病院が「平成24年度自治体立優良病院総務大臣表彰」を受賞いたしました。この表彰は、全国の自治体立病院の中から、地域医療の確保に重要な役割を果たし、かつ、経営の健全性が確保されている病院を総務大臣が表彰するもので、旭中央病院の経営が高く評価されたものと考えております。

平成23年度の経営状況については、本館完成に伴う減価償却費が新たに発生し、また、震災の影響もありましたが、引き続き黒字経営を維持し、当期利益金約4億円余りを計上の見込みであります。

平成24年度についても引き続き経営努力を重ね、健全な経営を維持してまいります。

最後に、子ども議会について申し上げます。

7月24日に市内小中学校20校の児童生徒を対象に子ども議会を開催することといたしました。

現在、小学校から16名、中学校から6名、合計22名の子ども議員の参加を予定しているところであり、地方自治制度や議会制度などを実際の議場で体験することにより、市の行政運営について少しでも理解を深めてもらえたらと考えております。

当日は、子どもの視点での市政に対する率直な意見が出てくることを期待するものであり、実りある議論が展開できることを楽しみにしております。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者からご説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 一哉） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第9 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（林 一哉） 日程第9、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、議案の補足説明を求めます。

議案第1号、議案第9号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。

それでは、予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,600万1,000円を追加し、予算の総額を269億800万円とするものです。

第2条は、債務負担行為の補正でございますが、後ほど別のところでご説明いたします。

2ページから3ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略し、内容は事項別明細書でご説明申し上げます。

4ページになります。

第2表、債務負担行為の補正です。

東日本大震災復興交付金事業として採択された市街地液状化対策事業について、24年度及び25年度の2か年で実施予定のため、25年度で支出予定の起債の限度額を追加するものでご

ざいます。

次に、歳入について、順を追ってご説明申し上げますが、事業内容につきましては、歳出のところでご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

7ページになります。

13款2項6目災害復旧費国庫補助金1,479万6,000円の追加は、説明欄1番の社会教育施設災害復旧費補助金を新規に計上したものでございます。

7目総務費国庫補助金1億6,511万7,000円の追加は、説明欄1番の東日本大震災復興交付金を新規に計上するものです。

3項3目教育費委託金169万5,000円の追加は、説明欄1番の緊急スクールカウンセラー等派遣事業委託金を新規に計上いたしました。

14款2項8目教育費県補助金1,433万6,000円の追加は、説明欄1番の放課後児童対策事業費補助金を計上するものです。

9目総務費県補助金1億7,600万円の追加は、説明欄1番の「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金を新規に計上するものでございます。

8ページになります。

17款2項2目災害復興基金繰入金4,518万円の減は、下の5目東日本大震災復興交付金基金繰入金との組み替えによるものでありまして、東日本大震災復興交付金基金繰入金は、1億1,411万7,000円を計上させていただきました。

18款1項1目繰越金3,824万1,000円は、今回の補正財源として追加するものでございます。

19款5項3目雑入687万9,000円の追加は、説明欄1番の復興支援事業入場料収入を計上するものです。

以上が歳入となります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

2款1項4目財政管理費の説明欄1番、災害復興基金積立金1億7,600万円の追加は、歳入、県補助金でご説明申し上げました「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金を既存の旭市災害復興基金へ積み立てるものです。

説明欄2番、東日本大震災復興交付金基金積立金1億6,511万7,000円の追加は、歳入、国庫補助金で説明いたしました東日本大震災復興交付金を、議案第2号で基金設置条例を提案したところでございますが、旭市東日本大震災復興交付金基金へ積み立てるものであります。

7目企画費の説明欄1番、「がんばろう！旭」復興支援事業1,996万2,000円の追加は、千葉県復興交付金の趣旨に沿ってソフト事業を実施するもので、コンサートの開催や各種団体等への復興支援の助成を予定するものでございます。

10ページになります。

9款1項3目災害対策費の説明欄1番、災害に強い地域づくり事業2,960万4,000円の追加は、今後実施する津波避難タワーの設置・避難路の整備・防災拠点の整備等を、復興交付金事業として位置づけするために必要な復興まちづくり計画を作成するための業務委託や津波避難タワーの付帯工事などを行うものでございます。

説明欄2番、市街地液状化対策事業3,500万円の追加は、復興交付金事業として実施するもので、震災により液状化被害を受けた地域について、道路等の公共施設と隣接する宅地等との一体的な液状化対策を推進するための調査を実施するものでございます。

11ページになります。

10款2項2目教育振興費の説明欄1番、放課後児童クラブ室建設事業3,433万3,000円の追加は、現有施設面積が狭隘な共和小学校児童クラブについて、専用のクラブ室を建設するものでございます。

説明欄2番、小学校スクールカウンセラー配置事業129万6,000円の追加及び、次の3項中学校費の説明欄1番、中学校スクールカウンセラー配置事業43万6,000円の追加は、被災した児童・生徒の心のケア等のため、国の委託費により小学校へ2名、中学校へ1名を配置する予算でございます。

12ページになります。

5項2目体育施設費の説明欄1番、総合体育館管理費205万8,000円の追加は、体育館屋根防水工事及び野球場防球ネットの補修工事を行うものでございます。

11款4項2目社会教育施設災害復旧費の説明欄1番、社会教育施設災害復旧費2,219万5,000円の追加は、被災した飯岡野球場及び海上野球場の復旧工事を行うものです。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第9号、財産の取得につきまして補足説明を申し上げます。

取得財産の内容でございますが、消防救急デジタル無線装置一式でございます。車載型移動局無線装置24台、可搬型、携帯型、卓上型移動局無線装置35台、受令機19台でございます。

取得金額は、8,085万円でございます。

契約の相手方は、千葉市中央区都町1254番地6、スイス通信システム株式会社、代表取締役

役、山中千郷でございます。

次に、契約の経過をご説明申し上げます。平成24年5月8日に、事後審査方式制限付一般競争入札を実施いたしました。5社の入札参加がございまして、入札の結果、予定価格に達したため審査をいたしまして、入札参加資格要件を満たしておりましたことから、5月15日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は平成25年2月1日でございます。

以上で、議案第9号について補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長兼被災者支援室長 米本壽一 登壇）

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 議案第2号、旭市東日本大震災復興交付金基金条例の制定について、補足説明をいたします。

震災からの復興に係る基金につきましては、昨年の旭市議会第3回定例会におきまして、旭市災害復興基金条例の議決をいただき制定済のところではありますが、国からの復興交付金に関しては、独立した基金を設置して管理するよう指示がありましたので、今回本条例を制定するものでございます。

では、各条文についてご説明申し上げます。

第1条は、設置規定であります。本基金は、国の交付金事業等に要する経費の財源に充てるものであります。

第2条は、積立てに関する規定であります。積み立てる額を予算で定める額とするものであります。

第3条は、基金の管理に関する規定です。

第4条は、運用益金の処理に関する規定です。

第5条は、繰替運用に関する規定です。

第6条は、処分に関する規定です。基金は復興交付金事業等に充てる場合に限り処分することができます。

第7条は、委任規定です。

附則第1項は、施行期日に関する規定です。公布の日から施行します。

第2項は、失効に関する規定です。この条例は平成28年3月31日に失効します。なお、この時点で基金に残額がある場合は、国庫に返納するということです。

以上で、議案第2号、旭市東日本大震災復興交付金基金条例の制定について補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第3号、議案第8号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 斉藤 馨 登壇）

○市民生活課長（斉藤 馨） それでは、初めに議案第3号、旭市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例は、外国人登録法の廃止により、住民基本台帳法が一部改正されたことに伴い、旭市印鑑条例を初めとし、外国人に係る関係条例について所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであります。

第1条は、旭市印鑑条例の一部改正であります。

それでは、お手元に配付してあります新旧対照表の1ページから3ページをご覧くださいと思います。

改正の内容は、第2条中、外国人登録法に基づき登録を受けている者を削除するとともに、第5条において外国人住民が印鑑を登録する場合の印鑑について、印鑑登録を拒否する規定を整備するものであります。

また、第6条から第18条までの主な改正は、印鑑登録票を印鑑登録原票に改めるとともに外国人登録法の廃止に伴う文言の整理を行うものであります。

それでは、恐れ入りますが、上程してあります議案のほうにお戻りいただきたいと思います。

第2条、旭市行政組織条例の一部改正、第3条、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部改正、第4条、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部改正、第5条、旭市長寿祝金支給条例の一部改正につきましては、それぞれの条例中に、新旧対照表では4ページから7ページになりますが、外国人に係る文言表記を削除するために一部改正を行うものであります。

また、附則において、この条例の施行は住民基本台帳法一部改正の試行年月日に合わせ、平成24年7月9日とするものであります。

なお、経過措置といたしまして、施行前に登録されている印鑑のうち、改正後の住民基本台帳法に規定する外国人住民以外のものに係る印鑑については、施行日に消除するものであります。

それでは続いて、議案第 8 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

本市には現在、人権擁護委員が 10 名おりますが、このうち 1 名が平成 24 年 9 月 30 日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

推薦したい方は、旭市萬力 2447 番地 4 にお住まいの鈴木節夫氏、昭和 20 年 10 月 9 日生まれの方であります。

鈴木節夫氏は、平成 21 年から人権擁護委員として積極的に活動されており、温厚誠実な人柄で地域での信望も大変厚く、委員として適任の方ですので、引き続き推薦するものであります。

なお、人権擁護委員法第 7 条第 1 項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はございません。

また、委員の任期は 3 年間でございます。

以上で、議案第 3 号並びに議案第 8 号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで 11 時 15 分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 0 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第 4 号について、消防長、登壇してください。

（消防長 佐藤清和 登壇）

○消防長（佐藤清和） 議案第 4 号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

これまで非危険物として消防法令等の規制対象外でありました炭酸ナトリウム過酸化水素

付加物が新たに危険物の品名に追加されたため、指定数量の5分の1以上指定数量未満の貯蔵又は取り扱う場合には、火災予防条例に基づく届出が必要となることから改正するものであります。

成分といたしまして家庭用に市販されております漂白剤、除菌剤、消臭剤等に含まれております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 消防長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 菅谷充雅 登壇）

○学校教育課長（菅谷充雅） 議案第5号、旭市学校給食センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表につきましては10ページでございます。

第1条は、設置について定めたもので、学校給食法の一部改正に伴い第5条の2を第6条に改めるものであります。

別表（第2条関係）は、名称と位置を定めたものであります。

（仮称）旭市第二学校給食センターの建設に伴い、旭市第二学校給食センターの項、位置の欄中、旭市蛇園2881番地を旭市高生96番地に改め、老朽化により取り壊します同表中、旭市第三学校給食センターの項を削除するものであります。

なお、条例の施行日は平成24年7月1日であります。ただし、別表の改正規定中、旭市第三学校給食センターに係る部分は、8月1日から施行するものであります。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 学校教育課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、病院事務部長、登壇してください。

（病院事務部長 菅谷敏之史 登壇）

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、議案第6号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正の内容は2つございまして、改正の1つ目は、新たに時間外選定療養費について定めるものです。当院は、当地域における唯一の3次救急医療機関として、入院を必要とするような緊急性の高い患者さんを24時間体制で受け入れております。

しかし、当地域の医療資源の不足等により当院救急外来へ多くの患者さんが集中すること

により、当院医師等への負担が増大してきております。このような状況が続くことで、入院中の重症患者さん等への診療にも影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、時間外選定療養費を設定し、軽症の患者さんの救急外来受診の抑制を図ろうとするもので、旭市民以外を対象に導入しようとするものでございます。

改正の2つ目は、新生児管理保育料の見直しを行うものでございます。

新生児保育管理料は、正常に出生した新生児の入院費用となるものです。この料金は、平成8年に改定以来据え置かれておりますが、今後さらに管理の充実を図るため、料金の改定を行おうとするものです。

以上で、議案第6条の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 病院事務部長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 加瀬寿一 登壇）

○総務課長（加瀬寿一） 議案第7号について、補足説明をいたします。

議案第7号は、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、教育委員1名の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、あらかじめ議会の同意を求めるものでございます。

教育委員会委員に任命したい方は、旭市萬歳359番地2にお住まいの石井勝也氏、昭和20年3月8日生まれの方で、昭和43年に教職に就かれ、平成17年3月に香取郡干潟町立干潟中学校で退職するまでの37年間の長きにわたり教育の現場で活躍されております。

なお、氏は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する欠格事項及び兼職の禁止並びに地方自治法に規定する兼業の禁止については、いずれも該当しないことを申し添えます。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 大久保孝治 登壇）

○農水産課長（大久保孝治） 議案第10号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、補足説明を申し上げます。

本件につきましては、平成23年5月11日に千葉市中央区新町1000番地先の道路上において、公用車を運転中の職員が起こした追突事故による人身事故に関し、弁護士による交渉が成立

したことから、和解及びこれに要する損害賠償額420万244円を支払うべく、議会の議決を求めるものでございます。

なお、損害賠償につきましては、全額保険により手当てされますことをご報告いたします。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 佐藤一則 登壇）

○税務課長（佐藤一則） 議案第11号、東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

説明につきましては、新旧対照表により行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

12ページをお開きください。

今回の改正は、昨年度制定いたしました東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の減免期間を延長するにあたり、改正を行ったものであります。

今回の改正により、被災者に対する減免を平成24年度に課する国民健康保険税のうち、平成24年4月から9月までの国民健康保険加入に係る保険税について延長するものであります。

なお、この改正条例については、平成24年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第12号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表14ページをお願いいたします。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、改正を行ったものであります。

第36条の2は、公的年金支払報告書の記載事項に寡婦（寡夫）控除の項目が加わったことにより、公的年金受給者については、これを改めて申告する必要がなくなったため条文から寡婦（寡夫）控除を削除するものであります。

15ページをお願いいたします。

旧附則第10条の2を第10条の3とし、新附則第10条の2を加えるものでございます。

新附則第10条の2は、固定資産税の課税標準の特例であります。

第1項は、下水道の除害施設に係る特例でありまして、当該施設の課税標準に4分の3を

乗じた価格を課税標準とするものであります。

第2項は、雨水貯留浸透施設に係る特例でありまして、当該施設の課税標準に3分の2を乗じた価格を課税標準とするものであります。

第10条の3第7項、第8項、次の16ページの第11条第6号につきましては、根拠条文のずれによる文言整理でございます。

第11条の2は、土地の価格の特例の延長についてでありまして、土地の課税標準については、評価替年度に価格を決定し、その翌年である第二年度、翌々年である第三年度においても評価替年度の価格とすることになっておりますが、地価が下落し、第二年度または第三年度において評価替年度の価格を課税標準とすることが著しく均衡を失すると認められる場合には、修正した価格を課税標準とすることとなっております。平成24年度の評価替えに伴い、この適用年度を平成22年度または23年度から平成25年度または26年度に改めるものであります。

17ページをご覧ください。

第12条は、宅地等に係る固定資産税の特例でありまして、第1項、第3項については、宅地等調整固定資産税額の適用年限を平成26年度まで延長するものであります。

第2項は、前項の宅地等調整固定資産税額の対象から住宅用地を削除し、適用年限を平成26年度まで延長するものであります。

なお、住宅用地につきましては、附則で特例措置を規定しております。

19ページをご覧ください。

第4項及び第5項については、商業地等据置固定資産税額の適用年限を平成26年度まで延長するものであります。

なお、18ページ左側の旧第4項については、宅地等調整固定資産税額の特例から住宅用地が削除されたことに伴い第4項を削除し、第5項を第4項とし、第6項を第5項とするものであります。

20ページをお開きください。

第13条は、農地調整固定資産税額の適用年限を平成26年度まで延長するものであります。

21ページをご覧ください。

第15条は、特別土地保有税の課税の特例期間を平成26年度まで延長するものです。

次に、22ページをお願いいたします。

第21条の2は、特定移行一般社団法人等が設置する幼稚園、図書館、博物館については非

課税となりますが、この非課税を受けるにあたり市長へ提出しなければならない書類を定めたものであります。

23ページをご覧ください。

第21条の3は、前年中の宅地等の用途変更が行われた場合の固定資産税の特例措置が地方税法に定められていますが、条例で定めることにより、特例措置を適用しないことができることとされたため、新たに加えるものであります。

第22条の2は、東日本大震災の被災居住財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例でありまして、東日本大震災により滅失した住宅の敷地を譲渡する場合は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により特別控除が設けられておりますが、この適用に係る譲渡期限を3年から7年に延長するため、条文の読替規定を整備するものであります。

24ページをお願いします。

一番下の行の第23条第1項は、文言の整理でございます。

続きまして、25ページの下の方でございますが、第2項については、東日本大震災で被災した住宅に対する住宅借入金等特別控除の特例を適用するにあたり、文言等の読替規定を整理したものでございます。

続きまして、附則でございますが、附則は新旧対照表にございませんので、改正条例のほうをご覧くださいと思います。

4枚目になりますが、附則第1条は、施行期日についてでありまして、第36条の2第1項ただし書きの改正及び附則第2条の規定については、平成26年1月1日から施行し、そのほかの規定については、平成24年4月1日から施行するものでございます。

その次の第2条については、市民税に関する経過措置、第3条については、固定資産税に関する経過措置であります。

以上で、議案第12条の補足説明を終わります。

続きまして、議案第13号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表27ページをお開きください。

附則第4項から第6項までは、宅地等に係る都市計画税の特例でありまして、第4項及び次のページ第6項については、宅地等調整都市計画税額の適用年限を平成26年度まで延長するものであります。

28ページをお願いいたします。

左側旧第7項については、宅地等調整固定資産税額の特例から住宅用地が削除されたことに伴い、第7項を削除し、第8項を第7項とし、以下各項を1項ずつ繰り上げるものであります。

29ページをご覧ください。

第7項及び第8項は、商業地等に係る都市計画税の特例でありまして、それぞれ適用年限を平成26年度まで延長するものでございます。

30ページをご覧ください。

第9項については、農地調整都市計画税額の適用年限を平成26年度まで延長するものでございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。

第10項から第13項にかけては、項ずれ等による適用条文の整理でございます。

続きまして、32ページをお開きください。

第14項は、前年中に宅地等の用途変更が行われた場合の都市計画税の特例措置が地方税法に定められていますが、条例で定めることにより、特例措置を適用しないことができるとされたため、新たに加えるものでございます。

続きまして、附則でございますが、こちらについても改正条文のほうをご覧くださいとさせていただきます。

2枚目でございますが、附則第1項は、施行期日につきましては、平成24年4月1日から施行するものです。

その次の第2項から第4項については、経過措置でございまして、第2項は、改正後の都市計画税条例の規定に関する経過措置、第3項は、旧条例附則第5項及び第7項の規定に関する経過措置、第4項は、附則第12項に関する経過措置であります。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第14号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表の33ページをお願いいたします。

第17条第17項は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の特例でありまして、東日本大震災により滅失した住宅の敷地を譲渡する場合は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により特別控除が設けられておりますが、こ

の適用に係る譲渡期限が3年から7年に延長されたため、条文の読替規定を整備するものでございます。

なお、この改正条例については、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 税務課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第2号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 報告第1号及び報告第2号について、ご説明申し上げます。

報告第1号は、平成23年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

本計算書は、平成23年度一般会計補正予算第4号及び第5号におきまして、繰越明許費として設定した事業について翌年度へ繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものでございます。

全部で23事業ございます。

まず、4款2項清掃費の災害廃棄物処理事業は、放射能汚染等の影響により最終処分場への搬出に遅れが生じたことや、一部の被災者において家屋の補修・解体等が進んでいない状況を踏まえて、受け入れを1年延長したことにより、処理委託料をはじめとする関連経費3億8,307万2,000円を繰り越したものであります。

6款1項農業費の広域農業基盤整備事業は、春海地区基盤整備事業への負担金72万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は25年3月を予定しております。

8款2項道路橋梁費の一番上、交通安全施設維持補修事業は、鎌数地区における交通安全施設整備工事で、警察において信号機の設置が急遽決定されたことから、それに伴う歩道整備等の工期の確保ができなかったため工事費420万円を繰り越したものでありますが、4月20日に完了しております。

次の急傾斜地崩壊対策事業は、岩井地区の道路のり面整備工事で、二度の入札不調により適正な工期の確保が困難となったことから、1,852万円を繰り越したもので、事業の完了は6月を予定しております。

次の道路新設改良事業は、後草地区の道路排水工事で、震災により流末整備が遅延したことから289万8,000円を繰り越したものでありますが、4月8日に完了しております。

次の排水路整備事業（西野地区）でありますが、地元水利組合の用水路移設工事が必要

となったことから、工事費及び用地購入費5,423万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は6月を予定しております。

次の蛇園南地区流末排水整備事業は、震災により流末整備が遅延したことから2億7,614万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は25年3月を予定しております。

次の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、用地交渉の難航がございまして、2億360万5,000円を繰り越したもので、事業の完了は25年3月を予定しております。

次の南堀之内バイパス整備事業についても、用地交渉の難しい点がございまして、1,700万円を繰り越したもので、事業の完了は25年3月を予定しております。

次の橋梁維持補修事業は、文化の杜公園南側の橋梁の調査・設計委託料で、国の23年度3次補正予算事業であったことから2,154万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は9月を予定しております。

3項の都市計画費、街路整備事業（谷丁場遊正線）でございしますが、J R東日本との施工協議により不測の日数を要したため、工事費及び用地購入費等3億6,362万2,000円を繰り越したもので、事業完了は25年3月を予定しております。

9款1項消防費の消防広域化・共同化基盤整備事業は、消防救急デジタル無線装置の購入費で、国の23年度3次補正予算事業であったことから8,565万円を繰り越したもので、去る5月15日に仮契約を締結し、財産取得の案件として本会議に提案したところでございます。

次の非常通信設備整備事業につきましても、国の3次補正予算関連事業で、移動系防災行政無線の整備工事費9,108万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

10款2項小学校費の小学校大規模改造事業は、三川小学校に係る事業費で、国庫補助金の事業採択により23年度3月補正予算での計上となったことから1,294万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は9月を予定しております。

3項中学校費の飯岡中学校改築事業は、飯岡西部土地改良事業の遅延から、設計・監理委託料2,294万9,000円を繰り越したもので、事業の完了は9月を予定しております。

5項保健体育費の社会体育施設改修事業は、旧海上中体育館等の解体工事費で、災害廃棄物の仮置き場となっていたことから8,000万円を繰り越したもので、事業の完了は11月を予定しております。

次の学校給食センター統合改築事業は、震災により23年度の国の補助採択が遅れたことから建設工事費、電気設備工事費、厨房機器設置費等8億9,465万5,000円を繰り越したもので、

事業完了は7月を予定しております。

11款2項農林水産施設災害復旧費の農業用施設災害復旧費は、改良区が行う農業用排水路工事への補助金で、補助率の確定が3月中旬となったことから577万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

3項公共土木施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧費は、東日本大震災分で9路線、10月22日の豪雨による復旧工事で1路線の事業費等1億3,960万7,000円を繰り越し、このうち震災分については既に6路線については終了しております。

ほかの震災分3路線については7月まで、また豪雨による岩井地区、これは龍福寺の上になりますけれども、この復旧については25年3月の事業完了を予定しております。

次の都市計画施設災害復旧費は、袋公園及び川口沼親水公園の復旧工事費で、事業規模が大きく、またかんがい用水として使用する期間は工事を停止せざるを得ないことから9,887万円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

4項文教施設災害復旧費の社会教育施設災害復旧費は、海上野球場及び飯岡体育館・野球場・庭球場の復旧工事費で、災害廃棄物の仮置き場となっていたことから1,933万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は7月を予定しております。

5項その他の公共・公用施設災害復旧費の防災施設災害復旧費は、防災行政無線戸別受信機の購入費で、震災による需要増により年度内の納入が困難となったため2,445万2,400円を繰り越したもので、事業の完了、これは納品ですけれども、10月を予定しております。

13款2項公営企業費の水道事業会計出資金は、千葉県が施工する飯岡一宮線の配水管復旧工事費940万円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

以上で、報告第1号の説明は終了いたします。

続きまして、報告第2号、平成23年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、ご説明申し上げます。

本計算書は、一般会計の平成23年度予算の事業について、翌年度へ事故繰越ししたもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

8款2項道路橋梁費の道路維持補修事業は、松ヶ谷地区の急傾斜地崩壊対策事業で、電柱の移設に不測の日数を要したため1,520万6,500円を繰り越したものでありますが、5月31日に完了しております。

9款1項消防費の防災対策事業は、防災備蓄品の購入費で、震災の影響により全国での需要が増大したことから年度内の納入が困難となったため174万3,105円を繰り越したもので、

事業の完了、これも納品でございますが、8月を予定しております。

11款3項公共土木施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧費は、14路線にかかる復旧工事費で、震災により移動した官民境界の確認作業に不測の日数を要しているため6,050万2,500円を繰り越したものでありますが、このうち13路線については既に完了しており、残り1路線についても6月の事業完了を予定しております。

以上で、報告第1号、報告第2号の説明を終わります。

○議長（林 一哉） 財政課長の説明は終わりました。

報告第3号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 新行内 弘 登壇）

○水道課長（新行内 弘） それでは、報告第3号、平成23年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について、ご説明申し上げます。

本計算書は、平成23年度において支払義務の生じなかった建設改良費を翌年度に繰り越したもので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

繰り越した事業は、配水区域変更に伴う配水管布設工事本復旧分に係る県負担金で1,890万円でございます。県道飯岡一宮線の路面復旧工事を千葉県へ委託により実施した負担金を支払う予定でございましたけれども、東日本大震災により千葉県が災害復旧工事を優先したため、本工事は翌年度へ繰り越すことになったものでございます。

なお、計算書の左端にあります資本的支出の款コードは1款でございますので、ここで補足をさせていただきます。

以上で、報告第3号についての説明を終了させていただきます。

○議長（林 一哉） 水道課長の説明は終わりました。

報告第4号、報告第5号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、報告第4号及び第5号についての補足説明を申し上げます。

報告第4号は、平成23年度旭市病院事業会計継続費繰越計算書についてであります。

これは、建設改良費であります再整備事業に係る改修工事その他整備工事の23年度継続費予算額3億4,704万758円を24年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、報告第5号は、平成23年度旭市病院事業会計予算繰越計算書についてでございます。

これは、建設改良費であります特別養護老人ホーム東総園のエレベーター入れ替え工事1,144万5,000円を構成部品の供給が遅れたため繰り越すものでございます。これは、平成24年4月24日に完成しております。

続きまして、経費であります修繕費等で2,680万3,350円を24年度へ繰り越すものでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 病院経理課長の説明は終わりました。

報告第6号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 堀江隆夫 登壇）

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、報告第6号、旭市土地開発公社の事業経営状況につきまして報告申し上げます。

初めに、平成23年度の事業報告及び決算について説明を申し上げます。

資料1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、平成23年度旭市土地開発公社の事業報告から説明をいたします。

1点目の総括事項につきましては、公有地取得事業としての取得及び処分はなく、所有地の適正な維持管理を実施してまいりました。

2点目の経理状況を申し上げます。収益的収支につきまして、収益合計で100万5,010円、費用合計は220万3,695円となり、当年度の純損失は119万8,685円となりました。

2ページをお願いいたします。

3点目の行政官庁認可事項につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく手続きでございます。

4点目は、理事会に関します事項を記載したものでございます。

続いて、3ページから4ページにかけては、決算報告書となります。

先ほど経理状況で触れましたが、収益的収入及び支出の明細となりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

次に、5ページをお願いいたします。

平成23年度の損益計算書であります。

次に、6ページをお願いいたします。

6ページから7ページにかけては、平成24年3月31日現在の貸借対照表であります。

資産の部は、流動資産で5億4,114万1,887円、固定資産で42万1,305円、合計5億4,156万

3,192円となりました。

次の負債の部につきましては、固定負債で4億2,585万5,976円であります。

資本の部は、資本金で500万円、全額旭市の出資でございます。準備金としまして、特別積立金で6,715万3,943円、前期繰越準備金で4,475万1,958円、当期の純損失額が119万8,685円で、資本合計は1億1,070万7,216円となり、負債及び資本の合計は5億4,156万3,192円となりました。

次に、8ページをお願いいたします。

8ページから9ページにかけては、平成23年度のキャッシュ・フロー計算書でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

平成24年3月31日現在の財産目録でございます。

次の11ページから19ページ、これは決算資料の明細書でございますので、ご参照いただきたいと思います。

次に少し飛びまして、21ページをお願いいたします。

21ページ、平成24年度の事業計画、予算及び資金計画について説明申し上げます。

初めに、平成24年度の事業計画であります。

旭都市計画道路「3・5・3号旭駅前線」事業用地を旭市へ売却するものでございます。

22ページをお願いいたします。

平成24年度の予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出から説明いたします。

収入のうち、1款1項公有用地取得事業収益につきましては、先ほどの事業計画でご説明しました旭都市計画道路「3・5・3号旭駅前線」の売却収益としまして261万5,000円を予定いたしました。

2項の補助金等収益は、旭市からの運営費等の補助金で100万円を計上し、1款の事業収益合計361万5,000円と予定しております。

2款の事業外収益は、1万2,000円を予定し、収入合計として362万7,000円といたしました。

支出につきましては、1款1項の公有用地取得事業原価は、収入の部で説明しました旭都市計画道路「3・5・3号旭駅前線」事業用地の売却原価261万5,000円を計上いたしました。

2款1項の販売費及び一般管理費は279万9,000円を計上し、支出の合計を541万4,000円と予定するものであります。

明細につきましては、24ページから25ページの収益的収入及び支出予算明細書に記載して
ございます。後ほどご確認いただきたいと思います。

次の23ページをお願いいたします。

第3条は、資本的収入及び支出でございます。

資本的収入につきましては、ございません。

支出につきましては、1款1項の公有地取得事業費の2万5,000円は、旭都市計画道路
「3・5・3号旭駅前線」事業用地費の借入金利息でございます。

次の2項の償還金259万円につきましては、旭都市計画道路「3・5・3号旭駅前線」事
業用地の売却代金を償還金にあてるものであり、資本的支出の合計は261万5,000円となりま
す。

資本的収入額が支出額に対して不足する額261万5,000円につきましては、損益勘定留保資
金及び繰越準備金で補てんするものでございます。

明細につきましては、26ページの資本的収入及び支出に記載してございます。後ほどご確
認をいただきたいと思います。

次は飛びまして、27ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございます。

表の右側になりますが、収益合計362万7,000円に対しまして、左側の費用合計は541万
4,000円となり、差し引き178万7,000円の当期純損失が予定されております。

次の28ページにつきましては、平成24年度の予定貸借対照表でございます。

左側の資産の部、1の流動資産は、現金及び預金と公有用地及び代替地を合わせますと、
5億3,678万9,000円で、2の固定資産を合わせて、資産合計を5億3,700万3,000円と予定し
ました。

右側の負債及び資本の部は、2の固定負債、長期借入金で4億2,326万7,000円、3の資本
金、基本財産で500万円、4の準備金は特別積立金が6,715万4,000円、前期繰越準備金が
4,336万9,000円で、当期純損失を178万円7,000円と見込み、負債及び資本の合計を5億
3,700万3,000円と予定しました。

最後に29ページをお願いいたします。

平成24年度の資金計画でございます。

受入資金を1億821万3,000円、支払資金は541万4,000円を予定し、差し引き1億279万
9,000円を翌年度に繰り越す予定でございます。

以上で、報告第 6 号、旭市土地開発公社の事業経営状況の説明を終わります。

○議長（林 一哉） 商工観光課長の説明は終わりました。

報告第 7 号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 渡辺輝明 登壇）

○社会福祉課長（渡辺輝明） 報告第 7 号、財団法人旭市福祉協会の事業経営状況について、ご報告いたします。

初めに、平成23年度の事業報告及び決算状況について申し上げます。

1 ページをお開きください。

1、あさひ健康福祉センターの平成23年度の利用者総数は 2 万6,153人で、事業計画の 3 万325人に対し4,172人、13.8%減の利用となりました。

2、あさひパークゴルフ場につきましては、東日本大震災により 3 月12日より休場しましたので、平成23年度の利用はございません。

続いて、決算状況について申し上げます。

3 ページをお願いいたします。

収入及び支出の決算額は、ともに5,648万5,887円となりました。

4 ページをお願いいたします。

収入でございますが、1 款健康福祉センター事業収益の収入済額は3,716万2,856円でございます。

1 項営業収益678万4,854円は、利用料ほかでございます。

2 項営業外収益808万1,339円は、高齢者筋力向上トレーニング事業受託収入ほかでございます。

3 項市委託金2,229万6,643円は、あさひ健康福祉センターの指定管理委託料でございます。

2 款パークゴルフ場事業収益は、966万2,659円でございます。東日本大震災に伴い、パークゴルフ場を休場としたため使用料収入は計上できず、収益としては、3 項市委託金、パークゴルフ場の指定管理委託料965万200円でございます。

3 款補助金966万372円は、派遣職員の人件費に係る市からの補助でございます。

5 ページをお願いいたします。

支出でございますが、1 款総務費の支出済額966万372円は、市からの派遣職員の人件費でございます。

2 款健康福祉センター事業費用の支出済額は、3,716万2,856円でございます。

1 項営業費用2,910万4,106円は、人件費及び施設の維持管理経費ほかでございます。

2 項営業外費用805万8,750円は、健康増進トレーニング業務の委託料でございます。

3 款パークゴルフ場事業費用の支出済額966万2,659円は、臨時職員の給与費及びクラブハウス等の維持管理経費ほかでございます。

なお、収入支出の詳細につきましては、7ページから16ページの事項別明細書を後ほどご覧いただきたいと思います。

6 ページは、役職員に関する事項でございます。

飛びまして、17ページをお願いいたします。

平成23年度における施設別の月別利用状況ですが、健康福祉センターにつきましては、4月及び5月に被災者の方を対象とした施設の無料開放を行いました。パークゴルフ場につきましては、東日本大震災の影響に伴い1年間休場といたしております。

18ページは財産目録でございます。

なお、財団法人旭市福祉協会は平成24年3月31日をもって解散し、4月以降は清算事務を実施しており、健康福祉センター及びパークゴルフ場については本市の直営施設として運営しております。

以上で、報告第7号、財団法人旭市福祉協会の事業経営状況の報告を終わります。

○議長（林 一哉） 社会福祉課長の説明は終わりました。

報告第8号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 加瀬寿一 登壇）

○総務課長（加瀬寿一） 報告第8号、専決処分の報告について説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、本市では市の義務に属する損害賠償の額の決定等で100万円未満のものについては、市長において専決処分することと委任されております。

この専決処分については、同条第2項の規定により議会へ報告することとなっており、平成23年度に専決処分したものについて、今回一括して議会へ報告するものでございます。

それでは、案件ごとに説明いたします。

案件1は、平成23年4月17日、市内幾世地先道路上での路面の穴に自動車が進入し、タイヤ及びホイールが破損した自動車物損事故で、同年5月25日に専決しております。

損害賠償額、相手方及び和解の条件等は記載のとおりでありまして、以下同様でございます。

案件2は、平成23年5月17日、千葉市中央区中央地先での市有自動車の接触による人身事

故で、同年５月25日に専決しています。

案件３は、平成23年９月27日、市内ニ地先での道路横断側溝のグレーチングが跳ね上がり、タイヤが破損した自動車物損事故で、同年11月１日に専決しています。

案件４は、平成23年12月30日、市内後草地先での消防団員が運転する消防車の接触による自動車物損事故で、本年１月11日に専決しています。

案件５は、平成23年11月25日、市内鐺木地先での道路補修要望箇所立ち会いの際に、立会者が路肩の穴に落下し、身体を打撲、負傷した事故で、本年１月24日に専決しています。

案件６は、平成23年９月21日、市内仁玉先道路上での道路反射鏡が風にあおられブロック塀に接触し、破損した事故で、本年３月８日に専決しています。

案件７は、平成23年９月21日、市内足川地先道路上での道路標識が風にあおられ自動車に接触し、ドア及びサイドミラーが破損し、運転者が頸椎捻挫により治療を要した自動車物損及び人身事故で、本年３月29日に専決しています。

案件８は、平成20年12月８日、市内ハ地先市民文化のひろば駐車場で、歩行者が鎖に足をとられ転倒し、右尺骨肘頭及び右橈骨遠位端を骨折した事故で、本年３月29日に専決しています。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 総務課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明を終わります。

ここで、昼食のため午後１時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 ０時 ７分

再開 午後 １時 １０分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでしばらく自席で休憩をいたします。

休憩 午後 １時 １０分

再開 午後 １時 １３分

○副議長（林 七巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程 議長辞職の件

○副議長（林 七巳） 議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいま、林一哉議長より議長の辞職願が提出されました。

おはかりいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（林 七巳） ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長に辞職願を朗読させます。

（事務局長 堀江通洋 登壇）

○事務局長（堀江通洋） それでは、辞職願を朗読させていただきます。

旭市議会副議長、林七巳様。

旭市議会議長、林一哉。

辞職願。

このたび、一身上の都合により市議会議長を辞職したいので、許可されるよう願います。
以上です。

○副議長（林 七巳） おはかりいたします。林一哉議員の議長の辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（林 七巳） 全員賛成。

よって、林一哉議員の議長の辞職を許可することに決しました。

ここでしばらくお待ちください。

（２２番 林 一哉 入場）

○副議長（林 七巳） ここで、長い間、お骨折りをいただきました前議長、林一哉議員より

ごあいさつを願いたいと思います。

ご登壇願います。

(2 2 番 林 一哉 登壇)

○ 2 2 番 (林 一哉) 議長就任以来、今日まで、皆様方のご支援、ご協力をいただきまして、無事本日を迎えることになりました。心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

在任中、まず国民体育大会千葉大会、旭市は卓球会場ということであったわけでございますけれども、47都道府県の皆さん方、旭市へまいりまして、みんなすばらしい大会だったというようなことで、旭市をPRするのに役立ったのかなというふうに思って、大変私も感銘をいたしたわけでございます。

3.11の未曾有の大震災が起こったわけでございますけれども、私も議員として災害対策本部会議に38回の出席をさせていただきまして、被災された皆さん方のいろいろな問題等も、また市の災害対策本部の職員の皆さん方ともいろいろ協議をいたしまして、いろいろな体験、経験をさせていただいたことを、今、思い出しておるわけでございます。

いずれにいたしましても、今年は復興元年というようなことで、また元の旭市になるような、そういうような意気込みで、今、執行部、我々議会とも一生懸命やっておるわけでございます。住んでよかったと言われるようなまちづくりのために、私もこれから一議員として皆様方同僚議員ともども頑張っまいりますので、今までの過去のご支援の御礼を兼ねまして、またこれから皆さん方に私もお願いを申し上げまして、整いませんけれども御礼のあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。(拍手)

◎追加日程 議長選挙の件

○副議長(林 七巳) 林一哉議員の議長辞職により議長が欠員となりました。

おはかりいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(林 七巳) ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

これより選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(林 七巳) ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

(事務局職員、投票の準備をする)

○副議長(林 七巳) 議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○副議長(林 七巳) ただいまの出席議員は22名であります。

これより投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○副議長(林 七巳) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(林 七巳) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○副議長(林 七巳) 異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の名前を記載の上、順次投票願います。

投票用紙には、名字と名前を正確に記載願います。なお、名字と名前を正確に記載したもののみを有効といたします。また、名字と名前を正確に記載していないもの、白票、名字のみ、名前のみの投票は無効といたしますので、ご了解願います。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

(点呼に応じ投票)

○副議長(林 七巳) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（林 七巳） 投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の指名をいたします。

11番、景山岩三郎議員、12番、滑川公英議員、以上の2議員を指名いたします。

景山岩三郎議員、滑川公英議員、立会人席へご着席願います。

（立会人、立会人席へ着席）

（開 票）

○副議長（林 七巳） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 22票

有効投票 20票

無効投票 2票です。

有効投票のうち 林 俊介議員 19票

木内欽市議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、林俊介議員が旭市議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました林俊介議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

（立会人、自席へ着席）

○副議長（林 七巳） 議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（林 七巳） ただいま議長に当選されました林俊介議員より就任のごあいさつをお願いいたします。

ご登壇願います。

（18番 林 俊介 登壇）

○18番（林 俊介） ただいま議員の皆さん、大勢の皆様方からご支援をいただきまして、本当にありがとうございました。おかげさまで議長に就任することができました。心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

もともと浅学非才の身である私が、この任に果たして耐えられるかどうか非常に不安でございますけれども、一生懸命、頑張りますのでよろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、2年6か月の長きに我々議員団をまとめていただきました林一哉前議長には、心よりご苦労さまと申し上げたいと思います。本当にお疲れさまでございました。

昨年の震災により、我が旭市も大打撃を受けたわけでございます。そして、今1年2か月が過ぎたわけでございますけれども、先ほど、前議長のほうからありましたけれども、執行部が一丸となってもとどおりの旭市に、それ以上の旭市にしようということで、復興元年ということでみんな頑張っております。そうした中で、執行部と我々議会も一緒になって一日も早く、もとどおりの旭市、それ以上の旭市にしたいと思いますので、より以上のご支援、ご指導を心よりお願い申し上げまして、整いませんが御礼のごあいさつにいたします。

本当にありがとうございました。（拍手）

○副議長（林 七巳） ここで議長を交代いたします。

議長、林俊介議員、議長席にご着席願います。

（副議長 林 七巳 議長席退席）

（議長 林 俊介 議長席着席）

○議長（林 俊介） 議長を交代いたしました。

○議長（林 俊介） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は7日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時42分